



令和7年度 水質検査計画

沖縄県 浦添市役所 上下水道部
令和7年3月

目 次

はじめに	1
1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	2
3. 水道水の状況 及び 水質管理上留意すべき事項	3
4. 水質検査地点	4
5. 水質検査項目 及び 検査頻度	5
6. 臨時の水質検査	11
7. 水質検査の委託	12
8. 水質検査方法	12
9. 水質検査計画 及び 検査結果の公表	13
10. 水質検査結果の評価 及び 水質検査計画の見直し	13
11. 水質検査の精度 及び 信頼性確保	14
12. 関係者との連携	14
別表Ⅰ-1 令和5年度水質検査結果（西原浄水場系統）	15
別表Ⅰ-2 令和5年度水質検査結果（北谷浄水場系統）	17
別表Ⅱ-1 水質基準項目の過去5年間における最大値（西原浄水場系統）	19
別表Ⅱ-2 水質基準項目の過去5年間における最大値（北谷浄水場系統）	20
別表Ⅲ-1 水質基準項目の検査方法及びその精度	21
別表Ⅲ-2 水質管理目標設定項目の検査方法及びその精度	23

はじめに

水質検査は、水道水質基準の適合状況を把握し、供給している水道水が安全であることを保証するために不可欠であり、水道事業者が担うべき水質管理の中核をなすものです。

そこで、水道法施行規則に基づき実施する水質検査について、その適正化と透明性を確保するため、水質検査計画を策定しましたので、令和7年度における水質検査の取り組みとして公表いたします。

1. 基本方針

浦添市は沖縄県企業局から浄水された水を購入して事業を営む受水事業者です。沖縄県企業局は、原水から浄水処理及び送水に至るまでの水質管理を担います。浦添市は、浄水を受水してから末端給水栓に至るまでの水質管理を担います。受水事業者である使命を念頭に置きつつ、水質検査の適正化と透明性を確保するため、以下の方針に基づき水質検査を実施します。

(1) 検査地点

水道法の水質基準が適用される給水栓にて水質検査を実施します。場所の選定にあっては、水道施設の構造等を考慮し、供給する水について水質基準の適否判断が可能な場所を選定します。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目及び水質基準項目について実施し、水質管理目標設定項目については必要に応じて実施します。

(3) 検査頻度

水道法及び過去の検査結果に基づき、項目ごとに検査頻度を設定して実施します。

2. 水道事業の概要

浦添市では水源や浄水場を持っていないため、沖縄県企業局の浄水場（西原浄水場と北谷浄水場）から浄水を受水し、配水池等を経由して水道水を供給しています。

配水状況及び水道施設の概要については以下のとおりです。

なお、水源の状況や原水の水質、浄水施設等の詳細については、沖縄県企業局ホームページをご覧ください。

表 1. 令和 5 年度の給水状況

項 目	内 容	備 考
給 水 区 域	浦添市全域	-
給 水 人 口	114,825 人	令和 6 年 3 月 31 日現在
普 及 率	100%	令和 6 年 3 月 31 日現在
一 日 最 大 配 水 量	38,054 m ³	令和 5 年度実績
一 日 平 均 配 水 量	37,161 m ³	令和 5 年度実績
水 源 種 別	100% 浄水受水	沖縄県企業局より受水
受水している浄水場名	西原浄水場・北谷浄水場	-

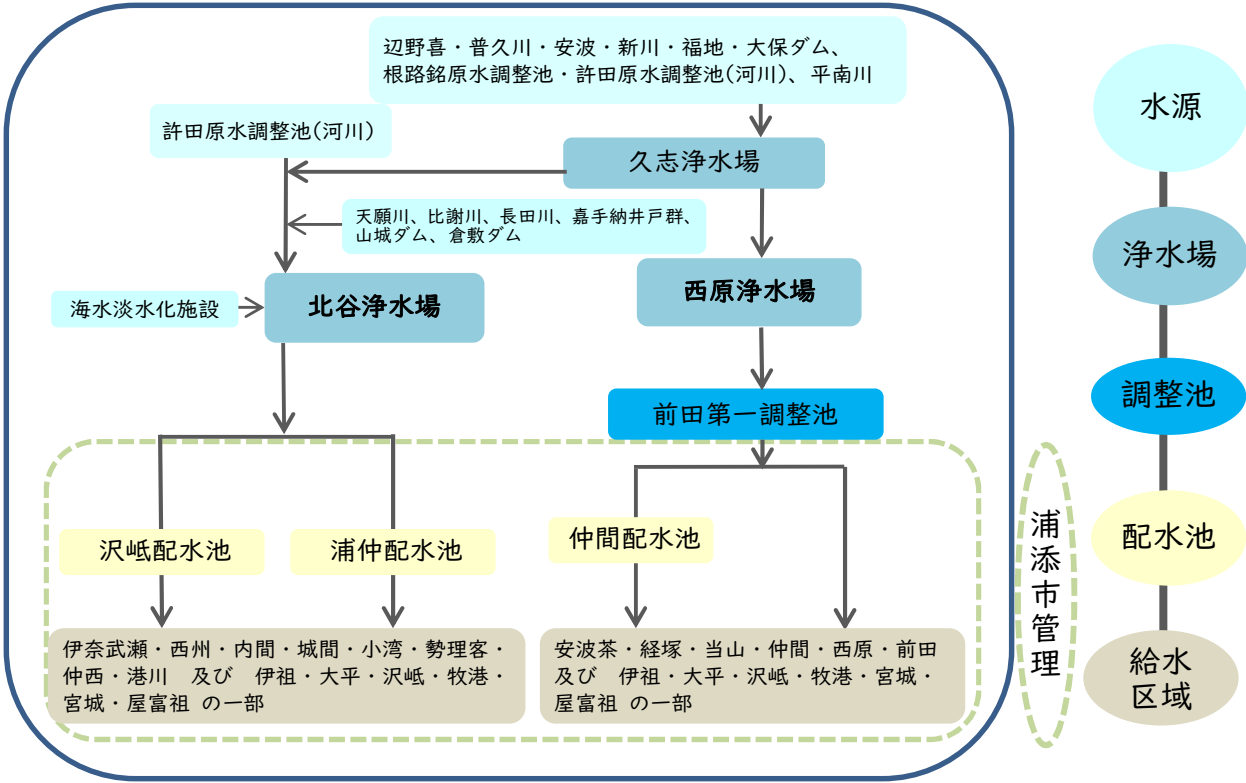


図 1. 水道施設概略図

3. 水道水の状況 及び 水質管理上留意すべき事項

(1) 水道水の状況

浦添市の水道水は、沖縄県企業局が水質管理する浄水を受水した後、市内全域へ供給しています。浦添市の水道水は全て水質基準に適合し、安全であることを確認しています。「別表Ⅰ-Ⅰ」「別表Ⅰ-Ⅱ」に令和5年度の水質検査結果を示します。

(2) 水質管理上留意すべき事項

① 滞留水の排水作業・布設更新等による水質管理

水道水を供給する上で、配水管の老朽化や長時間の滞留水の発生が水質に悪影響を及ぼす可能性があります。老朽化した配水管の更新や滞留水の定期的な排水作業などを実施し、水質管理に努めます。

② 安全性を確保する管理体制

沖縄県企業局から浄水を受水後、水道施設全体において水質の安全を脅かすリスクの排除と監視体制を維持・充実させ、平常時の安全確認及び緊急時における即応体制の強化に努めます。

③ 水道水の水質に関する疑義への対応

水質に関する疑義について、現地調査によりその異常の確認と原因特定に努めます。

4. 水質検査地点

水道法に基づく定期の水質検査に供する水の採取場所について、水道施設の構造等を考慮して、配水管の末端等水の停滞しやすい場所を含め、水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

令和7年度の水質検査地点は以下のとおりです。

表 2. 水質検査地点一覧

	水質検査地点	配水池等	浄水場
①	浦添市施設型共同墓	仲間配水池	西原浄水場
②	浦西団地あじさい公園	前田第一調整池	
③	浦添市歴史にふれる館	浦仲配水池	北谷浄水場
④	港川石川住宅内	沢岬配水池	

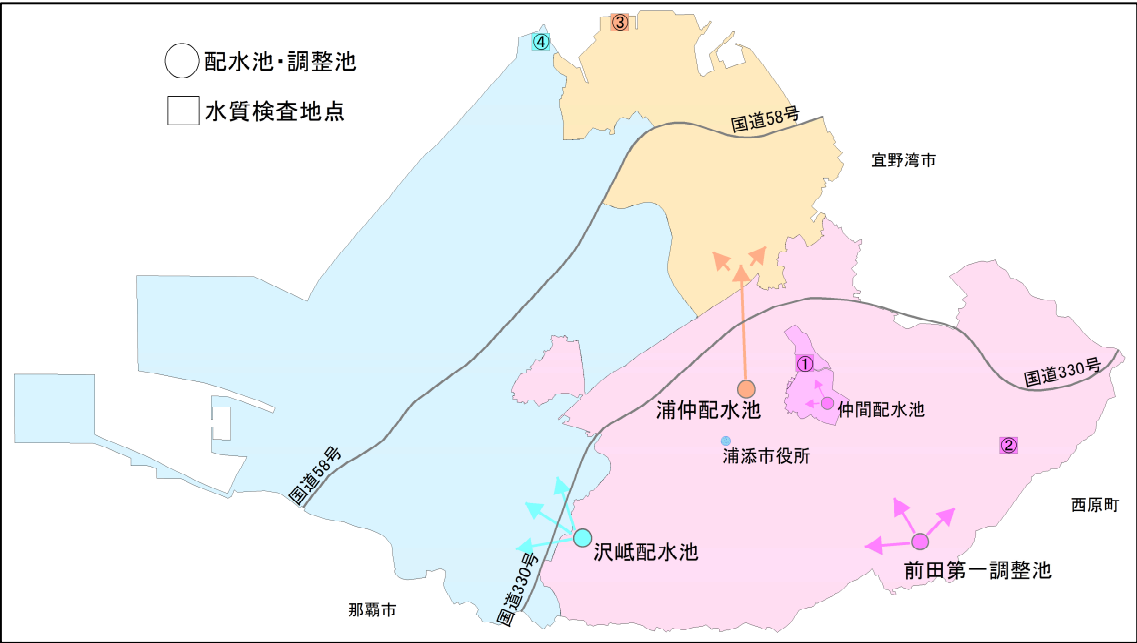


図 2. 水質検査地点概略図

5. 水質検査項目 及び 検査頻度

水質検査項目は、法令で義務づけられている「1日1回以上行う検査項目（毎日検査項目）」及び「水質基準項目」、加えて水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」があります。そのほか、独自に「自主検査項目」を設定し水質管理を行います。

（1）1日1回以上行う検査項目（毎日検査項目）及び自主検査項目

毎日検査として、法令に定められた「色、濁り、消毒の残留効果」の3項目については「色度、濁度、残留塩素濃度」を1日1回検査します。さらに、自主検査項目として「水温、臭気、味」の3項目を毎日検査に合わせて検査します。

表3. 毎日検査項目及び自主検査項目

No.	項目名	評価事項	令和7年度検査頻度 (回/年・地点)
毎1	色(色度)	5度以下	365
毎2	濁り(濁度)	2度以下	365
毎3	消毒の残留効果 (残留塩素濃度)	0.1mg/L以上	365
自1	水温	異常でないこと	365
自2	臭気	異常でないこと	365
自3	味	異常でないこと	365

（2）水質基準項目

法令に定められた水質基準51項目について、項目に応じた検査頻度で実施します。令和7年度における項目及び検査頻度について、「表4-1」「表4-2」に記します。

検査頻度の検討においては、水道法施行規則第15条第1項第3号の規定に基づき、過去の水質検査結果等を考慮して検査頻度を決定しました。

なお、水道法施行規則第15条第1項第3号のハに規定する検査頻度を減じる要件の「過去3年間の検査結果」については、より安全な水質管理とするため「過去3年間」を「過去5年間」と読み替えます。さらに、過去の検査結果から3年に1回の頻度へ減じることが可能な項目については、安全確認のため「3年に1回」から「1年に1回」に頻度を増やします。また、「基39：カルシウム、マグネシウム等（硬度）」については、需用者の関心が高いため「1カ月に1回」に頻度を増やして検査を行います。

表 4-1 水質基準項目の検査頻度（西原浄水場系統）

No.	項目名	水質基準値	原則的 検査頻度	令和7年度 検査頻度 (回／年)	設定理由
基 1	一般細菌	100 個/ml 以下	1 ヶ月に 1 回以上	1 ヶ月に 1 回 (12)	検査頻度の省略不可項目
基 2	大腸菌	検出されないこと			
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	3 ヶ月に 1 回以上	1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下			
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下			
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下			
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下			
基 8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下			
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下			
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下		3 ヶ月に 1 回 (4)	検査頻度の省略不可項目
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下			
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下		1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下			
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下			
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下			
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下			
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下			
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下			
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下			
基 20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下			
基 21	塩素酸	0.6 mg/L 以下			
基 22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下			
基 23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下			
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下			
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下			
基 26	臭素酸	0.01 mg/L 以下			
基 27	縮トリハロメタン	0.1 mg/L 以下			
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下			
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下			
基 30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下			
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下		1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下		3 ヶ月に 1 回 (4)	原則的検査頻度で実施する
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下		1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下			
基 35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下			
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下			
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下			
基 38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	1 ヶ月に 1 回以上	1 ヶ月に 1 回 (12)	原則的検査頻度で実施する
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	3 ヶ月に 1 回以上	3 ヶ月に 1 回 (4)	性状確認のため 1 ヶ月に 1 回実施する
基 40	蒸発残留物	500 mg/L 以下		3 ヶ月に 1 回 (4)	原則的検査頻度で実施する
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	発生時期 1 ヶ月に 1 回以上	1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下		3 ヶ月に 1 回 (4)	水源において原因藻類の発生が少ないことは明らかであるが、 確認のため実施する
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下			
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	3 ヶ月に 1 回以上	1 年に 1 回 (1)	原則的検査頻度で実施する
基 45	フェノール類	0.005 mg/L 以下		過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる	
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	1 ヶ月に 1 回以上	1 ヶ月に 1 回 (12)	原則的検査頻度で実施する
基 47	pH値	5.8以上8.6以下			
基 48	味	異常でないこと			
基 49	臭気	異常でないこと			
基 50	色度	5 度 以下			
基 51	濁度	2 度 以下			

表 4-2 水質基準項目の検査頻度（北谷浄水場系統）

No.	項目名	水質基準値	原則的 検査頻度	令和7年度 検査頻度 (回/年)	設定理由
基 1	一般細菌	100 個/ml 以下	1 ヶ月に 1 回以上	1 ヶ月に 1 回 (12)	検査頻度の省略不可項目
基 2	大腸菌	検出されないこと			
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	3 ヶ月に 1 回以上	1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下			
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下			
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下			
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下			
基 8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下			
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下			
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下		3 ヶ月に 1 回 (4)	検査頻度の省略不可項目
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下		1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下		3 ヶ月に 1 回 (4)	原則的検査頻度で実施する
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下		1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下			
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下			
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下			
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下			
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下			
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下			
基 20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下		3 ヶ月に 1 回 (4)	検査頻度の省略不可項目
基 21	塩素酸	0.6 mg/L 以下			
基 22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下			
基 23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下			
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下			
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下			
基 26	臭素酸	0.01 mg/L 以下			
基 27	縮トリハロメタン	0.1 mg/L 以下			
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下			
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下			
基 30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下			
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下		1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下			
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下		3 ヶ月に 1 回 (4)	原則的検査頻度で実施する
基 34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下		1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下			
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下			
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下		1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	1 ヶ月に 1 回以上		
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	3 ヶ月に 1 回以上	1 ヶ月に 1 回 (12)	原則的検査頻度で実施する 性状確認のため 1 ヶ月に 1 回実施する
基 40	蒸発残留物	500 mg/L 以下		3 ヶ月に 1 回 (4)	原則的検査頻度で実施する
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	発生時期 1 ヶ月に 1 回以上 3 ヶ月に 1 回以上	1 年に 1 回 (1)	過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下		3 ヶ月に 1 回 (4)	水源において原因藻類の発生が少ないことは明らかであるが、 確認のため実施する
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下			
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下		1 年に 1 回 (1)	原則的検査頻度で実施する 過去 5 年間の検査結果により検査頻度を減じる
基 45	フェノール類	0.005 mg/L 以下			
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	1 ヶ月に 1 回以上	1 ヶ月に 1 回 (12)	原則的検査頻度で実施する
基 47	pH値	5.8以上8.6以下			
基 48	味	異常でないこと			
基 49	臭気	異常でないこと			
基 50	色度	5 度 以下			
基 51	濁度	2 度 以下			

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理上留意すべき項目として、水質管理目標設定項目の検査を「表5-1」「表5-2」に示す頻度で実施します。

この検査項目は、「浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は、現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等、水質管理上留意すべきものであるため、水質基準を設定するまでには至らぬが、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見知から、検査等の実施に努められたい」と行政通知（厚生労働省）において示された項目です。

表5-1 水質管理目標設定項目の検査頻度（西原浄水場系統）

No.	項目名	目標値	基準項目との重複（基No）	令和7年度検査頻度（回／年）	考慮の概要
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	健康に関する観点から実施する
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下（暫定）	—		
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	—		
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—		
目8	トルエン	0.4 mg/L 以下	—		
目9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下	—		
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	—	—	目12による副生成物であるので未実施
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	—	—	消毒剤として使用していないので未実施
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下（暫定）	—	1年に1回（1）	消毒副生成物に関する観点から実施する
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下（暫定）	—		
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	—	—	臨時の水質検査が必要な場合に実施する
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	—	1ヶ月に1回（12）	毎月検査時に実施する
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L～100mg/L以下	基39	1ヶ月に1回（12）	基準項目と重複する項目
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	基37	1年に1回（1）	
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	腐食性とおいしさの観点から実施する
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	異臭味発生防止の観点から実施する
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	—		健康に関する視点から実施する
目22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	おいしい水の観点から実施する 蒸発残留物は、基準項目と重複する項目
目23	臭気強度（TON）	3 以下	—		
目24	蒸発残留物	30mg/L～200mg/L以下	基40		
目25	濁度	1度以下	基51	1ヶ月に1回（12）	基準項目と重複する項目
目26	pH値	7.5程度	基47		
目27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	—	1年に1回（1）	水道施設維持管理上の観点から実施する
目28	従属栄養細菌	2000個/ml以下（暫定）	—		清浄であるかの観点から実施する
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	健康に関する観点から実施する
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	基33	3ヶ月に1回（4）	基準項目と重複する項目
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として、0.00005mg/L以下（暫定）	—	3ヶ月に1回（4）	健康に関する観点から実施する

表5-2 水質管理目標設定項目の検査頻度（北谷浄水場系統）

No.	項目名	目標値	基準項目との重複（基No）	令和7年度検査頻度（回／年）	考慮の概要
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	健康に関する観点から実施する
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下（暫定）	—		
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	—		
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—		
目8	トルエン	0.4 mg/L 以下	—		
目9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	消毒副生成物に関する観点から実施する
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	—		
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	—		
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下（暫定）	—		
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下（暫定）	—		
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	—	—	臨時の水質検査が必要な場合に実施する
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	—	1ヶ月に1回（12）	毎月検査時に実施する
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L～100mg/L以下	基39	1ヶ月に1回（12）	基準項目と重複する項目
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	基37	1年に1回（1）	
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	腐食性とおいしさの観点から実施する
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	異臭味発生防止の観点から実施する
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	—		健康に関する視点から実施する
目22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	おいしい水の観点から実施する 蒸発残留物は、基準項目と重複する項目
目23	臭気強度（TON）	3 以下	—		
目24	蒸発残留物	30mg/L～200mg/L以下	基40		
目25	濁度	1度以下	基51	1ヶ月に1回（12）	基準項目と重複する項目
目26	pH値	7.5程度	基47		
目27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	—	1年に1回（1）	水道施設維持管理上の観点から実施する
目28	従属栄養細菌	2000個/ml以下（暫定）	—		清浄であるかの観点から実施する
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	—	1年に1回（1）	健康に関する観点から実施する
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	基33	3ヶ月に1回（4）	基準項目と重複する項目
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として、0.00005mg/L以下（暫定）	—	3ヶ月に1回（4）	健康に関する観点から実施する

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、表6. に掲げる要件のような事態が生じ、水質基準に適合しない恐れがある場合に行います。

水質検査の結果に異常が認められた場合には、水質異常の内容と影響範囲を確認しつつ直ちに再検査に着手すると共に、必要に応じて飲用の制限等の措置を講じます。また、臨時の水質検査に供する試料の採水は、水質基準の合否判定が適切に行える場所を選定して実施します。

表6. 臨時検査の実施要件及び検査項目

臨時の水質検査を実施する要件	検査項目
◆水源の水質が著しく悪化したとき ◆水源に異常があったとき ◆水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき ◆浄水過程に異常があったとき ◆配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたとき ◆その他特に必要があると認められるとき	◆臨時の水質検査については、原則的に「水質基準項目」を対象に実施します。 ただし、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物（全有機炭素量）・pH・臭気・味・色度及び濁度以外の項目については、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかと認められる場合は検査を省略します。

7. 水質検査の委託

「5. 水質検査項目及び検査頻度」の項に記した1日1回行う検査（毎日検査）の土・日・休日に行う検査、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び「6. 臨時の水質検査」の項に記した水質検査は、水道法第20条第3項に規定する登録水質検査機関（国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者）に業務を委託します。

委託先となる登録水質検査機関については、水道水の採水及び水質検査業務の迅速性や信頼性確保に係る精度管理体制が充実している者（水道 GLP または ISO/IEC17025 の認定機関）であることを選定の条件とします。

登録水質検査機関からの検査結果の受領にあっては、水質異常時の対応遅れが生じないように適宜速報を求めるとともに、検査報告値の根拠となる書面の提出を求めることにより水質検査業務の適正委託に努めます。

8. 水質検査方法

水質検査業務の委託に際して、以下の水質検査方法を指定します。

1日1回以上行う検査（毎日検査）及び水質基準項目については、厚生労働省告示に基づく公定法とします。水質管理目標設定項目については、厚生労働省健康・生活衛生局水道課長通知に基づく方法、また上記の告示等に定めのない項目については「上水試験方法（日本水道協会）」等により検査することとします。

なお、項目ごとの検査方法については「別表Ⅲ-1」「別表Ⅲ-2」を参照ください。

9. 水質検査計画 及び 検査結果の公表

水質検査計画は、ホームページで事業年度の開始前に公表します。また、水質検査計画に基づき行った検査結果は、迅速にホームページで公表します。

10. 水質検査結果の評価 及び 水質検査計画の見直し

各検査項目の結果を検査地点ごとに水質基準値と照らし合わせ、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度の検討・見直しに反映させます。

また、水質検査計画をより良い計画にするため、下図のようなプロセスでお客様（需用者）のご意見を計画に反映させるように努めます。

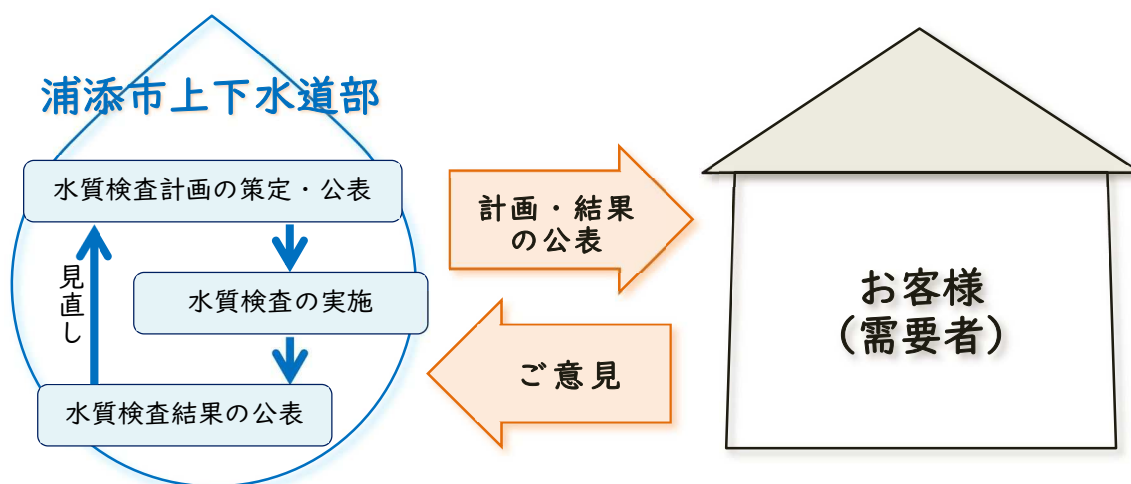


図 3. 水質検査計画の見直し策定の流れ

11. 水質検査の精度 及び 信頼性確保

水質検査に係る業務は、水道水の安全性を保証する上で採水方法、検査方法及び検査結果の点検に至るまでの一連業務に信頼性が確保されなければなりません。

本計画で検査対象とする水質検査項目は、「8. 水質検査方法」に記した検査方法にて実施し、原則として基準値及び目標値の 1/10 以下まで測定することとします。

また、測定結果は、項目ごとの定量下限付近の測定にあって定められた変動係数（CV）以下となるよう精度確保されていることとし、金属類の測定では変動係数が 10% 以下、有機化合物の測定では 20% 以下の精度を求めるものとします。

12. 関係者との連携

水質に関する事故や水質異常が発生した際は、沖縄総合事務局上下水道係へ報告するとともに沖縄県企業局及び関係機関と連携して迅速に対策を講じます。

浦添市の水質検査計画について、皆様のご意見をお寄せください。

今後の水質検査計画策定の参考とさせていただきます。

<お問い合わせ先>

浦添市役所 上下水道部 工務課

〒901-2608 沖縄県浦添市安波茶 1-1-3

TEL 098-877-8494 FAX 098-877-0412

E-mail : wkomu@city.urasoe.lg.jp

別表Ⅰ-Ⅰ 令和5年度 水質検査結果表（西原浄水場系統）

検査期間：	令和5年4月1日～令和6年3月31日
検査地点：	2箇所 ①浦西団地あじさい公園 ②浦添市施設型共同墓

No	水質基準項目	基準値	平均	最大	最小	回数
基 1	一般細菌	100 個/ml 以下	0	1	0	24
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	24
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	2
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	2
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	8
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.06	0.06	0.05	2
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	<0.05	<0.05	<0.05	2
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.021	0.021	0.020	2
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	2
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	<0.06	0.11	<0.06	8
基 22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	8
基 23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.0049	0.0067	0.0022	8
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	<0.002	0.003	<0.002	8
基 25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0151	0.0169	0.0132	8
基 26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	8
基 27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0349	0.0390	0.0276	8
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	<0.002	0.002	<0.002	8
基 29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.0104	0.0118	0.0071	8
基 30	ブromホルム	0.09 mg/L 以下	0.0045	0.0058	0.0027	8
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.002	0.002	0.001	8
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.010	0.018	0.002	2
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.041	0.049	0.027	8
基 34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	2
基 35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.003	0.003	0.002	2
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	17	17	17	2
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	27	31	21	24
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	26	30	23	24
基 40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	86	100	78	8
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	2
基 42	ジオスミン	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	0.000003	<0.000001	8
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	8
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	8
基 45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	0.9	1.0	0.7	24
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4	7.5	7.2	24
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	24
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	24
基 50	色度	5 度 以下	<0.5	<0.5	<0.5	24
基 51	濁度	2 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	24

令和5年度 水質検査結果表（西原浄水場系統）前ページつづき

検査期間： 令和5年4月1日～令和6年3月31日						
検査地点： 2箇所 ①浦西団地あじさい公園 ②浦添市施設型共同墓						
No	水質管理目標設定項目	目標値（＊暫定値）	平均	最大	最小	回数
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下＊	<0.00001	<0.00001	<0.00001	2
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目8	トルエン	0.4 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下	<0.008	<0.008	<0.008	2
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	-	-	-	0
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	-	-	-	0
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下＊	<0.001	<0.001	<0.001	2
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下＊	<0.001	0.001	<0.001	2
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	-	-	-	0
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	0.55	0.67	0.46	24
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10～100 mg/L	26	30	23	24
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	1.1	1.3	1.0	8
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下	2.3	2.9	1.5	8
目23	臭気強度（TON）	3 以下	1	1	1	8
目24	蒸発残留物	30～200 mg/L	86	100	78	8
目25	濁度	1 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	24
目26	pH値	7.5 程度	7.4	7.5	7.2	24
目27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	-1.9	-1.8	-2.0	8
目28	従属栄養細菌	2000 個/ml 以下＊	0	0	0	8
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.041	0.049	0.027	8
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として、0.00005mg/L以下＊	-	-	-	0

No	法定毎日検査項目	評価事項	平均	最大	最小	日数
毎1	色度（色）	5 度 以下	<0.5	1.3	<0.5	363
毎2	濁度（濁り）	2 度 以下	<0.1	0.6	<0.1	363
毎3	残留塩素濃度（消毒の残留効果）	0.1 mg/L 以上	0.54	0.84	0.16	363

No	自主検査項目	評価事項	平均	最大	最小	日数
自1	水温	－	25.5	31.7	18.8	363
自2	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	363
自3	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	363

別表Ⅰ-2 令和5年度 水質検査結果表（北谷浄水場系統）

検査期間：	令和5年4月1日～令和6年3月31日
検査地点：	2箇所 ①浦添市歴史にふれる館 ②港川石川住宅内

No	水質基準項目	基準値	平均	最大	最小	回数
基 1	一般細菌	100 個/ml 以下	0	1	0	24
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	24
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	2
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	2
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	8
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.19	0.21	0.17	2
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	<0.05	<0.05	<0.05	2
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.111	0.301	0.019	8
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	2
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
基 21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	<0.06	0.10	<0.06	8
基 22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	8
基 23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.0024	0.0041	0.0007	8
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	8
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0123	0.0174	0.0064	8
基 26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	8
基 27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0281	0.0397	0.0159	8
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	8
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.0067	0.0102	0.0027	8
基 30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.0066	0.0088	0.0055	8
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.002	0.003	<0.001	8
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.008	0.014	0.002	2
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.028	0.035	0.024	8
基 34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	2
基 35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.003	0.003	0.002	2
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	20	20	19	2
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
基 38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	31	59	20	24
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	52	96	37	24
基 40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	125	170	96	8
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	2
基 42	ジオスミン	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	8
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	8
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	8
基 45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	0.7	0.8	0.4	24
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4	8.1	7.1	24
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	24
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	24
基 50	色度	5 度 以下	<0.5	<0.5	<0.5	24
基 51	濁度	2 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	24

令和5年度 水質検査結果表（北谷浄水場系統）前ページつづき

検査期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日						
検査地点：2箇所 ①浦添市歴史にふれる館 ②港川石川住宅内						
No	水質管理目標設定項目	目標値（＊暫定値）	平均	最大	最小	回数
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下＊	<0.00001	<0.00001	<0.00001	2
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目8	トルエン	0.4 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下	<0.008	<0.008	<0.008	2
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	-	-	-	0
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	-	-	-	0
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下＊	<0.001	<0.001	<0.001	2
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下＊	<0.001	<0.001	<0.001	2
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	-	-	-	0
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	0.46	0.53	0.41	24
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10～100 mg/L	52	96	37	24
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	1.3	1.4	1.2	8
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
目22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下	1.9	2.4	1.3	8
目23	臭気強度（TON）	3 以下	1	1	1	8
目24	蒸発残留物	30～200 mg/L	125	170	96	8
目25	濁度	1 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	24
目26	pH値	7.5 程度	7.4	8.1	7.1	24
目27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	-1.4	-1.1	-1.8	8
目28	従属栄養細菌	2000 個/ml 以下＊	0	1	0	8
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	2
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.028	0.035	0.024	8
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として、0.00005mg/L以下＊	<0.000001	<0.000001	<0.000001	2

No	法定毎日検査項目	評価事項	平均	最大	最小	日数
毎1	色度	5 度 以下	<0.5	<0.5	<0.5	363
毎2	濁度	2 度 以下	<0.1	0.4	<0.1	363
毎3	残留塩素濃度	0.1 mg/L 以上	0.45	0.64	0.20	363

No	自主検査項目	評価事項	平均	最大	最小	日数
自1	水温	－	27.5	37.1	18.5	363
自2	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	363
自3	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	363

別表Ⅱ-1 水質基準項目の過去5年間における最大値（西原浄水場系統）

No.	項目名	水質基準値	過去5年間の最大値	西原浄水場系の年度最大値				
				令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
基1	一般細菌	100 個/mL 以下	1	1	0	1	1	0
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.08	0.06	0.05	0.06	0.05	0.08
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.024	0.021	0.024	0.016	0.018	0.013
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	0.11	0.11	<0.06	<0.06	<0.06	0.06
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.0115	0.0067	0.0106	0.0064	0.0115	0.0088
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.006	0.003	0.004	0.004	0.006	0.004
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0184	0.0169	0.0160	0.0137	0.0136	0.0184
基26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	0.002
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0456	0.0390	0.0390	0.0319	0.0389	0.0456
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.005	0.002	0.004	0.004	0.005	0.003
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.0151	0.0118	0.0138	0.0104	0.0143	0.0151
基30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.0058	0.0058	0.0037	0.0040	0.0042	0.0046
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.006	0.002	0.002	0.003	0.006	0.003
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.018	0.018	0.013	0.009	0.007	0.011
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.058	0.049	0.058	0.047	0.046	0.039
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.011	0.003	0.004	0.002	0.002	0.011
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	18	17	14	14	16	18
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	32	31	24	29	26	32
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	56	30	35	56	46	39
基40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	140	100	100	110	140	110
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	0.000005	0.000003	0.000005	0.000002	0.000002	0.000002
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	1.3	1.0	1.0	1.1	1.3	1.1
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.2/7.7	7.2/7.5	7.3/7.6	7.4/7.6	7.5/7.6	7.4/7.7
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5 度 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基51	濁度	2 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

別表Ⅱ-2 水質基準項目の過去5年間における最大値（北谷浄水場系統）

No.	項目名	水質基準値	過去5年間の最大値	北谷浄水場系の年度最大値				
				令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
基1	一般細菌	100 個/mL 以下	2	1	0	2	1	0
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.72	0.21	0.09	0.21	0.43	0.72
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.06
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.427	0.301	0.427	0.076	0.087	0.059
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.0003	<0.0001	0.0001	0.0003	<0.0001	0.0002
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	0.10	0.10	0.06	0.07	<0.06	0.07
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.0077	0.0041	0.0048	0.0077	0.0037	0.0036
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.003	<0.002	<0.002	0.003	<0.002	<0.002
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0227	0.0174	0.0158	0.0210	0.0227	0.0208
基26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.0504	0.0397	0.0415	0.0482	0.0504	0.0490
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.0141	0.0102	0.0091	0.0141	0.0114	0.0108
基30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.0180	0.0088	0.0171	0.0103	0.0135	0.0180
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.004	0.003	0.002	0.003	0.004	0.004
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.014	0.014	0.009	0.003	0.003	0.010
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.048	0.035	0.034	0.044	0.034	0.048
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.015	0.003	0.004	0.002	0.002	0.015
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	34	20	14	27	29	34
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	59	59	55	56	46	54
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	146	96	57	117	146	140
基40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	260	170	160	220	240	260
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	1.0	0.8	0.8	1.0	0.9	1.0
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.1/8.6	7.1/8.1	7.1/7.9	7.2/8.6	7.3/8.1	7.4/8.3
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5 度 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基51	濁度	2 度 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

別表Ⅲ-Ⅰ 水質基準項目の検査方法及びその精度

No.	項目名	水質基準値	検査方法	変動係数*
基 1	一般細菌	100 個/mL 以下	標準寒天培地法	—
基 2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	—
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	10%
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	還元気化—原子吸光度法	10%
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生—原子吸光度法 水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法	10%
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	10%
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生—原子吸光度法 水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法	10%
基 8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	10%
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法	10%
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ—ポストカラム吸光度法	10%
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法	10%
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法	10%
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	10%
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	バージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	バージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 固相抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法	20%
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	バージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	バージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	バージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	バージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	バージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法 液体クロマトグラフ—質量分析法	10%
基 22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	バージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	バージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ—ポストカラム吸光度法 液体クロマトグラフ—質量分析法	10%
基 27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及び プロモホルムごとに、それぞれ基23、基25、基29、基30の項に掲げる方法	—
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	バージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 30	プロモホルム	0.09 mg/L 以下	バージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	20%
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析法 誘導体化—高速液体クロマトグラフ法 誘導体化—液体クロマトグラフ—質量分析法	20%

次ページへつづく

基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	フ列ームレスー原子吸光度計による一斉分析法 フ列ームー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	10%
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	フ列ームレスー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	10%
基 34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	フ列ームレスー原子吸光度計による一斉分析法 フ列ームー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	10%
基 35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	フ列ームレスー原子吸光度計による一斉分析法 フ列ームー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	10%
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	フ列ームレスー原子吸光度計による一斉分析法 フ列ームー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ（陽イオン）による一斉分析法	10%
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	フ列ームレスー原子吸光度計による一斉分析法 フ列ームー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	10%
基 38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法 滴定法	10%
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	フ列ームー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ（陽イオン）による一斉分析法 滴定法	10%
基 40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	重量法	—
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法 液体クロマトグラフー質量分析法	20%
基 42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	バージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法 固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法 固相マイクロ抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法	20%
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	バージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法 固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法 固相マイクロ抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法	20%
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	固相抽出ー吸光度法 固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法	20%
基 45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	固相抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析法 固相抽出ー液体クロマトグラフー質量分析法	20%
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	全有機炭素計測定法	20%
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法	—
基 48	味	異常でないこと	官能法	—
基 49	臭気	異常でないこと	官能法	—
基 50	色度	5 度 以下	比色法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法	— 20%
基 51	濁度	2 度 以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 連続自動測定機器による散乱光測定法 連続自動測定機器による透過散乱法	— 10%

*変動係数とは、標準偏差を平均値で割ったもので、平均に対する相対誤差を示します。

別表Ⅲ-2 水質管理目標設定項目の検査方法及びその精度

No.	項目名	目標値	検査方法	変動係数*
目 1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	水素化物発生－原子吸光度法 水素化物発生－誘導結合プラズマ発光分光分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法	10%
目 2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下（暫定）	誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法 固相抽出－誘導結合プラズマ発光分光分析法	10%
目 3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	フレイムレス－原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法	10%
目 5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	バージ・トラップーガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法	20%
目 8	トルエン	0.4 mg/L 以下	バージ・トラップーガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法	20%
目 9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下	溶媒抽出－ガスクロマトグラフ－質量分析法	20%
目 10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法 イオンクロマトグラフ－ポストカラム吸光度法 液体クロマトグラフ－質量分析法	10%
目 12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法 イオンクロマトグラフ－ポストカラム吸光度法 液体クロマトグラフ－質量分析法	10%
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下（暫定）	溶媒抽出－ガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法	20%
目 14	抱水クロラル	0.02 mg/L 以下（暫定）	溶媒抽出－ガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法	20%
目 15	農薬類	検出値と目標値の 比の和として、1 以下	農薬ごとに定められた方法による	－
目 16	残留塩素	1 mg/L 以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法	－
			電流法 吸光度法 連続自動測定機器による吸光度法 ポーログラフ法 携帯型残留塩素計測定法	10%
				20%
目 17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/ℓ 以上 100mg/ℓ 以下	フレイム－原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフによる一斉分析法 滴定法	10%
目 18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	フレイムレス－原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法	10%
目 19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	滴定法	10%
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	バージ・トラップーガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法	20%
目 21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	バージ・トラップーガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法	20%
目 22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下	滴定法	10%
目 23	臭気強度（TON）	3 以下	官能法	－
目 24	蒸発残留物	30mg/ℓ 以上 200mg/ℓ 以下	重量法	－
目 25	濁度	1 度 以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 連続自動測定機器による散乱光測定法 連続自動測定機器による透過散乱法	－
				10%
目 26	pH値	7.5程度	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法	－
目 27	腐食性（ランゲリア指数）	－1 程度以上とし、 極力 0 に近づける	計算法	－
目 28	従属栄養細菌	2000個/ml 以下（暫定）	R2A寒天培地法	－
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	バージ・トラップーガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ－質量分析計による一斉分析法	20%
目 30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	フレイムレス－原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法	10%
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として、 0.0005mg/L以下（暫定）	固相抽出－液体クロマトグラフ－質量分析法	20%

*変動係数とは、標準偏差を平均値で割ったもので、平均に対する相対誤差を示します。